



JAL不当解雇撤回ニュース

No507号 2016.09.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

最高裁で断罪！ JAL の不当労働行為！

東京ビッグサイトで解雇問題をアピール

東京ビッグサイトで世界最大級の旅行イベント「ツーリズム EXPO ジャパン」が開催されている9月25日、国際展示場駅前で会場に向かう人々に解雇問題を訴えました。前日には、不当労働行為裁判で最高裁から会社の上告棄却の決定が知らされたばかり。65名の参加者は勝利の喜びを胸に、争議解決に向けて元気よく宣伝行動しました。



憲法違反を行ったのは、JAL の管財人

支援者から国公労連の宮垣元委員長、JAL 中部共闘の坂本幹事、国労本部の矢部執行委員、南部法律事務所の堀弁護士、日航ユニオンの諏訪副書記長、国民支援共闘の津恵事務局長から連帯の挨拶がありました。

宮垣氏からは、「不当解雇撤回裁判では、最高裁は手続きも正しく行われ解雇は正しかったとする高裁判決を容認したが、不当労働行為裁判では、最高裁は手続きの過程で管財人が憲法違反を犯したとする高裁判決を認めた。同じ第2法廷で、最高裁そのものが矛盾した判断をしている。JAL の管財人が憲法違反をしたことが明白になった今、不当な解雇問題を早く解決すべき」と、述べました。

この裁判の勝利を弾みに解雇問題を解決したい

客乗の内田団長と乗員の山口団長は、「今回の不当労働行為裁判での最高裁決定により、改めて解雇の正当性が問われる。安全・安心の JAL にするために、解雇問題の早期解決が必要であり、解決への大きな弾みとしたい」と述べました。

ビラを受け取った方からは

仕事を取り上げられ、会社に行くこともないまま会社を去らなければならなかったなんて、こんな酷い解雇が行われていたとは知らなかった。頑張ってください。

